

# ガス供給契約をご契約中のお客さまへ

いつも諏訪ガスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、平成29年3月31日時点で一般ガス供給約款及び選択約款にご加入いただいているお客さまにつきましては、今般のガス事業法令の改正に伴う制度変更により平成29年4月以降ご契約内容を一部変更させていただきます。今後とも、「都市ガスの安定供給」「保安の確保」「お客さまへのサービス向上」に、より一層の努力をしておりますので、諏訪ガスをご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

## 都市ガス小売の全面自由化について

- ガス事業法が改正され、平成29年4月から都市ガス小売の全面自由化が実施されることとなりました。今後、弊社供給区域に新たな都市ガスの小売事業者が登録を行ないガスの販売を開始した場合、お客さまは他の都市ガス小売事業者を選択できる制度となります。ガス管は他の都市ガス小売事業者を選択した場合も諏訪ガスが敷設したものを使用いたします。

※現在、弊社供給区域における弊社以外のガス小売事業者による都市ガスの販売は予定されておられません。

- これまで都市ガス会社は、一部の大口契約を除き経済産業大臣または経済産業局長の認可を得て(もしくは届け出て)ガス料金等の契約条件を設定しておりましたが、今後はこのような行政手続きが不要となります。
- 都市ガスの小売全面自由化に伴い、お客さまの都市ガスの契約場所を特定する番号として「供給地点特定番号」(17桁)が設定されます。
- 「供給地点特定番号」は、4月以降「ガスご使用量のお知らせ(検針票)」でお知らせいたします。

## ご契約内容の一部変更について(平成29年4月1日以降)

- ① 他のガス小売事業者への契約切り替えによる解約について規定いたします。
- ② 原料費調整制度における平均原料価格の上限に関する規定を廃止いたします。
- ③ ガス工事を申し込む方は、諏訪ガスが別途定める契約条件に基づき、諏訪ガスに申し込みをしていただきます。
- ④ 各種約款を変更する場合は、その変更内容や新たな供給条件をお客さまにお知らせいたします。その際、供給条件の説明を書面の交付、ホームページへ掲載、その他弊社が適当と判断した方法により行い、その変更をしようとする必要事項のみを説明し、記載いたします。
- ⑤ 契約変更時の取り扱いについて弊社は、契約期間中であっても各種約款を変更することがあります。お客さまは変更後の各種約款に異議がある場合、解約することができます。
- ⑥ お客さまが契約したガス小売事業者の倒産等により、どのガス小売事業者からもガスの供給が受けられなくなった場合には、弊社が最終保障供給約款によりガスの供給をいたします。

※お客さまが確実にガス供給を受けられることを目的として、最終保障供給制度が措置されています。

※変更後の供給条件(約款)は本社・各営業所に掲示し、ホームページにも掲載する予定です。

※なお、変更内容をご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です。

その他、ご質問・ご不明な点がございましたら、お手数ですが弊社までご連絡ください。

# (ご参考)ご契約内容の概要について

今般のガス事業法令の改正に伴い、供給約款の規定を一部変更させていただきますが下記にあるガス料金単価の変更はございません。

## ■ガス料金基準単価表(消費税等相当額込)

※毎月各基準単価料金に対応する調整単価料金を算定いたします。

### 一般契約(ガス小売供給約款)

適用区画	基本料金(1か月につき)	基準単価料金(1m <sup>3</sup> につき)
A表〔1か月のご使用量0m <sup>3</sup> ～11m <sup>3</sup> まで〕	772.20円	180.04円
B表〔1か月のご使用量12m <sup>3</sup> ～115m <sup>3</sup> まで〕	874.80円	170.74円
C表〔1か月のご使用量116m <sup>3</sup> ～〕	1,925.64円	161.60円

### 特別契約(ガス小売選択約款)

	基本料金 (1か月につき)	基準単価料金(1m <sup>3</sup> につき)	
		その他期(5月～10月分)	適用期間(11月～翌年4月分)
家庭用ガスセントラルヒーティング契約	2,160円	一般料金	105.23円

温水ルームヒーター、温水床暖房をご使用のお客さま

	基本料金 (1か月につき)	基準単価料金(1m <sup>3</sup> につき)	
		その他期(5月～10月分)	冬期(11月～翌年4月分)
家庭用コージェネレーションシステム契約	1,944円	102.00円	92.72円

エコウィルをご使用のお客さま

	契約種別	基本料金 (1か月につき)	基準単価料金(1m <sup>3</sup> につき)	
			その他期(4月～11月分)	冬期(12月～翌年3月分)
小型空調パッケージ契約	1種	3,672円	103.31円	111.93円
	2種	1,296円	112.77円	120.10円

主にガスヒートポンプエアコンをご使用のお客さま

	基本料金 (1か月につき)	基準単価料金(1m <sup>3</sup> につき)	
		その他期(4月～11月分)	冬期(12月～翌年3月分)
業務用空調契約	12,960円	89.71円	94.83円

主にガスヒートポンプエアコンをご使用で合計能力が160kW以上のお客さま

	契約種別	基本料金 (1か月につき)	基準単価料金(1m <sup>3</sup> につき)	
			その他期(4月～11月分)	冬期(12月～翌年3月分)
業務用季節別契約	1種	29,160円	90.89円	97.72円
	2種	14,040円	94.04円	100.88円
	3種	4,860円	100.69円	107.53円

1か月のご使用量が400m<sup>3</sup>以上かつ業務用でご使用のお客さま

- 上記の料金は早収料金(すべて税込)です。支払義務発生日(定例検針日等)の翌日から起算して30日を経過後にお支払いいただく場合には、早収料金の3%を遅収加算額として翌月分の早収料金に加算させていただきます。
- 実際に適用する調整単価料金単価(円/m<sup>3</sup>)は、基準単価料金に平均原料価格の動向を加味して毎月決定されます。また、今までの適用使用量区画、基本料金、単価料金及び原料費調整制度における単価料金の算出方法に変更はございませんが、毎月の原料価格の実績に基づいて算出する平均原料価格の上限に関する規定を廃止いたします。
- ガス料金は、口座振替または払込み(窓口払い及び集金含む)の方法により、支払義務発生日の翌日から起算して50日目(支払期限日)までにお支払いいただきます。